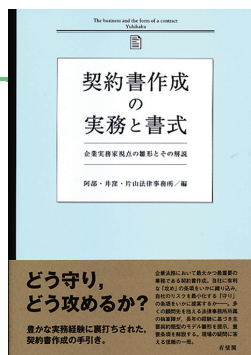


契約書作成の実務と書式

——企業実務家視点の雛形とその解説

阿部・井窪・片山法律事務所 編
2014年6月刊 / 556頁 / 4400円 + 税
A5判 / 並製



上級 学習 実務 LS 法曹 法務

編集
担当者
から

将来法曹や企業法務担当者として活躍したいとお考えのみなさんは、いま、法律の趣旨、要件・効果の理解や判例の規範・その射程の把握に真剣に取り組み、法律の世界に向き合っておられることでしょう。本書はそれらの知識や理解が、当事者の利害が絡む現実の世界でいざ文言に起こされたときにどのように表現されるのが望ましいのか、を紹介しています。相手方の提案にどう応じ、修正案を提示するのか、いかにリスクを最小化しながら、自己の利益を最大化するのか。これは、ひとつ予防法務にとどまらず、訴訟において負けない証拠を提出するための術でもあります。

本書執筆陣は多くの企業法務担当者の方々とともに1年半に及ぶ研究会を行い、実際に現場で聞かれる疑問の声に答えるものを編んできました。ぜひ本書で、みなさんがこれから飛び込む世界をのぞいてみてください。きっと、いま自分のやるべきことがより具体的に見えてくるにちがいありません。(小野)

Point!

P 契約類型ごとにモデルとなる契約書雛形を提示し、重要条項を解説!

II 業務委託契約の条項例と雛形

雛形

※ 欄外の番号は条項解説の提示箇所を示す。

業務委託契約書

〇〇(以下「甲」という)と〇〇(以下「乙」という)とは、業務の委託に関し、以下のとおり契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(目的)

甲は乙に対し、本契約に基づき、甲がなすべき業務の一部(以下「本件業務」という)を委託し、乙はこれを受託する。

第2条(業務履行上の義務等)

- 乙は、甲と秘密に連絡をとり、本契約に定められた各条項を誠実に遵守し、善良なる管理者の注意をもって本件業務を遂行する。
- 乙は、本件業務の遂行に関して甲に通知される法令、監督官庁の告示・通告及び業界の自主ルール等を遵守しなければならない。
- 甲及び乙は、それぞれ、本件業務の統括責任者を定め予め相手方に通知し、これを連絡窓口とすることにより、双方の業務の円滑かつ効率的な遂行に協力する。

第3条(業務・料金等)

- 甲及び乙は、次に掲げる事項について別途書面に定める。
 - 本件業務の内容及び範囲(本件業務の成果(以下「成果物」という)を納品する場合にはその内容)に関する事項
 - 業務の期間及び料金の、その支払期日及び方法(手形で支払う場合には譲渡)等に関する事項
 - 作業の時間及び場所等に関する事項
 - 作業に係る報告の方法及び形式に関する事項
 - 原材料等を支給する場合には、その品名、数量及び引渡しの期日・方法並びに原材料等の積立金の要否及び返還日・方法
 - 成果物を納品する場合は、その期日、場所、検収の条件及び手続並びに権利の移転に関する事項

条項解説

1 被担保債権(第1条)

譲渡担保とは、担保の目的で目的物の所有権を債権者に移転させる約定担保物権であるから、被担保債権の特定が必要である。実務上は、雛形のように継続的取引から生じる一切の債権を被担保債権とする根拠譲渡担保の場合が多いが、偶発発生の特定期債権を被担保債権とする場合もある。ただし、「甲(債権者兼譲渡担保債権者)が乙(債務者兼設定者)に対して現在及び将来有する一切の債権」を被担保債権とする包括根拠譲渡担保は、空手高反しに、無効とされるおそれがあるので注意が必要である。なお、抵当権によって担保される利息、遅延損害金を最後の2年分に限るという民法375条は、動産譲渡登記、債権譲渡登記では被担保債権が登記事項とされておらず、第三者の債権を保護する必要がないこと等の理由により、譲渡担保には類推適用されないと解されている。

偶発発生の特定期債権は、発生原因(契約日、契約名称等)、債権額等で特定する。借付契約に基づく代金債権を被担保債権とする場合の記載例、金融消費貸借契約に基づく貸金返還請求権を被担保債権とする場合の記載例を挙げると次のとおりである。

(条項例) 借付契約に基づく代金債権を被担保債権とする場合

甲(債権者兼譲渡担保債権者)と乙(債務者兼設定者)との平成〇年〇月〇日借付契約に基づき貸付代金債権〇円。

(条項例) 金融消費貸借契約に基づく貸金債権を被担保債権とする場合

甲(債権者兼譲渡担保債権者)と乙(債務者兼設定者)との平成〇年〇月〇日借付金融消費貸借契約に基づく貸金債権〇円及びこれに対する利息、遅延損害金

なお、根拠譲渡担保の場合に額定額(被担保債権の上限額)の定めが必要かどうかについては、必要説と不要説がある。必要説は、被担保債権が有限なく膨らむと設定者に悪影響となることを指摘する。判例の態度は明らかでないが、実務上は、契約が根拠となるリスクを避け、額定額を設けることを検討すべきであろう。